

家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン

策定日：令和2年4月1日

改正日：令和8年4月1日

船橋市地域子育て部

1 策定の目的

このガイドラインは、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下同じ。）が、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。以下、「条例」という。）第3条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下、「府令」という。）第6条第1項に規定する連携協力を行う施設（以下、「連携施設」という。）を確保するにあたり、保育所、幼稚園及び認定こども園の設置者と円滑に協議を行えるよう、連携施設に関する要件及び連携協力の内容等に関する船橋市の考え方を示すことにより、家庭的保育事業者等による適切な連携施設の確保並びに各連携施設による卒園児の受け入れに関する統一的な運用を図ることを目的として策定する。

2 連携施設の設定

家庭的保育事業者等は、本ガイドラインにより、家庭的保育事業等を実施する場所（以下、「事業実施場所」という）の立地や近隣施設の配置状況等を勘案しながら、連携を希望する施設と自ら協議や調整を行い、『保育内容の支援』、『代替保育の提供』、『卒園児の優先的受入れ』に係る連携施設を確保する。

家庭的保育事業者等が、自ら積極的に連携協力の確保に向けた取組みを行ったにもかかわらず、なお、連携施設の確保が困難な場合は、市は、当該家庭的保育事業者等の求めに応じて、本ガイドラインに基づき、近隣の保育所等の調整を行う。

なお、連携協力の内容に応じて、複数の連携施設を確保することや、連携施設が複数の家庭的保育事業等に対して連携協力を行うことも可能とする。

3 連携施設の要件及び連携協力の具体的内容等

連携施設は、家庭的保育事業等やその在園児が実際に支援を受けられるものでなければならない。そのため、連携協力の内容に応じて、次の（1）～（3）に掲げる要件を満たすことを基本とする。

また、既に確保した連携施設についても、複数年継続して支援を受けられていないなど、連携施設としての実行性が伴っていない場合には、本ガイドラインに基づき、新たな連携施設を適切に確保するものとする。

（1）保育内容の支援（府令第6条第1項第1号）

ア 連携施設の所在地

保育内容の支援のうち、合同保育や園庭開放など、園児が施設間の移動を伴う際は、園児が日常的に移動可能な距離に連携施設を確保することを基本とするが、近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所から離れた位置に連携施設を確保せざるを得な

い場合には、連携施設によるバス送迎を行うなど、具体的な対策を講じること。

イ 保育内容の支援に係る連携協力の具体的な内容

保育内容の支援に係る連携協力の具体的な内容等は下表のとおりとし、下表の項目中、少なくとも1項目以上設定すること。

<具体的な内容等>

項目	内容等
相談・助言	日常の保育業務、個々の在園児に対する保育内容のほか、保護者や家庭への支援等について、連携施設へ相談を行い、助言を受ける。 また、連携施設の職員による巡回支援なども相談・助言の一例として考えられる。
合同保育（行事への参加）	連携施設における定期的（目安として年6回程度）な合同保育（行事への参加も含む）により、3歳児に近い2歳児などに対し、集団保育の機会を確保する。 連携施設で受け入れる予定の家庭的保育事業等の卒園予定児に対して、卒園後に連携施設での生活へ早期に順応できるよう、あらかじめ連携施設の保育に参加する機会を提供することなども、合同保育の一例として考えられる。
園庭開放	家庭的保育事業等の園庭に比べ、広い連携施設の園庭等を定期的に利用（週1回～月数回）することで、運動遊びを通じた園児の健康の増進を図る。
給食	家庭的保育事業等が自園調理を行う場合は、献立の作成に関する助言等の支援を受ける。自園調理を行わない場合は、連携施設で調理した給食を搬入する。 搬入に当たっては、配送時に専用ボックス等を使用するなど衛生面に配慮するとともに、離乳食やアレルギー児、体調不良児等への対応を適切に行う。
健康診断	連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じ連携施設と合同で健康診断を行う。（健康診断は少なくとも年2回実施すること。）

ウ 保育内容の支援に係る連携にあたっての留意事項

保育内容の支援に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容等
保育内容の支援を行う際の損害対応	保育内容の支援を行っている際に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれの責任区分を明確に規定

	しておくものとし、当該損害等に備えて、双方が必要に応じて、保険（損害の被害者・加害者のいずれも補償する内容）に加入すること。
費用負担	<p>費用負担については、実費の算定が可能なものは、実費弁済を基本とし、そうでないものは、双方協議の上、合理的な額を設定することとし、いずれの場合もあらかじめ協定書において明確に定めておくこと。</p> <p>また、費用の額は、連携の内容ごとに1回あたり、園児1人あたり等の単価を定めることも、一定期間における定額を定めることも可能である。</p> <p>ただし、定額とする場合は、連携の実態が伴わない費用負担とならないよう、確実に支援を受けられるようにすることが望ましい。</p>

エ 連携施設の確保の例外について

府令第6条第2項及び第3項に基づき、保育内容の支援に係る連携協力を行う者を確保する場合も、連携施設を確保する場合と同様に上記ア、イ及びウの要件等を満たすこと。

(2) 代替保育の提供（府令第6条第1項第2号）

ア 連携施設の所在地

代替保育の提供にあたっては、連携施設において代替保育が提供される場合と、連携施設から職員の派遣を受け、事業実施場所において代替保育が提供される場合があり、いずれによるかは、当事者間の協議により決めるものとする。

ただし、いずれの場合であっても、保護者及び在園児、あるいは連携施設から派遣される職員（以下、「代替要員」という。）が適切に移動できる範囲内に連携施設を確保する必要があるため、次の①又は②の要件を満たすことを基本とする。

①連携施設において代替保育が提供される場合

代替保育に係る連携施設は、家庭的保育事業等の在園児の保護者が通常利用すると考えられる交通手段（連携施設が車での送迎を不可とする場合は車を除く）で20分以内に移動できる範囲で確保することを基本とする。

近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所からそれ以上離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、保護者の送迎に係る負担を考慮し、連携施設によるバス送迎を行うなど、具体的対策を講じること。

②事業実施場所において代替保育が提供される場合

代替保育が必要となった際に、代替要員が事業実施場所に速やかに移動できる範囲内（概ね移動時間が1時間程度の範囲内）に連携施設が立地していること。

イ 代替保育の提供に係る連携協力の具体的な内容

代替保育の提供に係る連携協力の具体的な内容等は、下表のとおりとする。

<具体的な内容等>

項目	内容等
代替保育が必要な場合	<p>代替保育は、例として、次の場合に必要となることが考えられるが、どのような場合に代替保育を実施するかについて、あらかじめ当事者間で協定書に定めておくことが望ましい。</p> <p>代替保育の提供を受ける必要があることが事前に判明している場合（例：保育者の研修受講等による欠員など）は、協定書で定めるところにより事前に連携施設へ相談すること。</p> <p>《代替保育が必要となる場合の例》</p> <ul style="list-style-type: none">・保育者の病気、休暇又は研修受講等により保育の提供が一時的に困難になる場合・災害等により事業実施場所において保育の受入れ体制が整えられない場合
連携施設が代替保育の提供を拒むことが出来る場合	<p>代替保育を受け入れることにより連携施設側で安全な保育や施設運営に支障が生じる恐れがあるなど、受入れ体制が整えられない場合には、連携施設において受入れを拒むことができることとする。</p> <p>ただし、やむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的な内容は、あらかじめ当事者間で協定書に定めておくことが望ましい。</p> <p>《連携施設が受入れを拒む場合の例》</p> <ul style="list-style-type: none">・代替保育を受け入れる際に必要となる保育士が連携施設側で配置できない場合・代替保育を提供するための代替要員を派遣することにより、連携施設側の本来の業務に支障が生ずる場合・連携施設及び家庭的保育事業等の双方又は一方において感染症等が発生し、広がる恐れがある場合・通常の保育を超える特別な支援を必要とする園児がおり、当該園児の保育のために適切な人員を配置できない場合・連携施設で代替保育を行うことについて家庭的保育事業等の在園児の保護者の同意が得られない場合・家庭的保育事業等の在園児の保護者の連絡先やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報の提供を受けられない場合・家庭的保育事業者等に連携施設としての機能提供に係る費用負担の滞納がある場合

ウ 代替保育の提供に係る連携にあたっての留意事項

代替保育の提供に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容等
代替保育時の損害 対応	代替保育を行っている際に発生した損害・事故については、あらかじめ協定書において、それぞれの責任区分を明確に規定しておくものとし、当該損害に備えて、双方が必要に応じて保険（損害の被害者・加害者のいずれも補償する内容）に加入すること。 《損害の例》 ・家庭的保育事業等の在園児の怪我、病気罹患、誤飲等の事故 ・家庭的保育事業等の在園児による連携施設の在園児、施設、設備等への加害による損害 ・移動中に発生した損害
費用負担	費用負担については、実費弁済を基本とし、あらかじめ協定書において、費用の額を明確に定めておくこと。 なお、代替保育は、発生頻度や回数、代替保育を受ける人数などをあらかじめ正確に見込むことが困難であり、費用を定額とした場合、連携の実態が伴わない費用負担となる恐れがあることから、費用の額は、「代替保育を提供する園児1人あたり」や「派遣する代替要員1人あたり」等の単価を定めることが望ましい。 代替保育に係る費用は、基本的に家庭的保育事業者等が負担すべきものであることに留意すること。

エ 連携施設の確保の例外について

府令第6条第4項第1号及び第5項に基づき、代替保育の提供に係る連携協力を行う者を確保する場合も、連携施設を確保する場合と同様に上記ア、イ及びウの要件等を満たすこと。

なお、府令第6条第4項第2号に基づき、船橋市長が、連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、連携協力者の確保が困難であると認める場合に、連携施設及び連携協力者を確保しないことができる。

(3) 卒園児の受け入れ（府令第6条第1項第3号）

ア 連携施設の所在地

連携施設は、原則として、市内の施設とすること。

ただし、幼稚園又は認定こども園（1号定員において卒園児を受け入れるものに限る）については、市外の施設であっても当該施設及び施設が所在する市と受け入れに係る合意が図れている場合は、卒園児の受け入れに係る連携施設とすることができる。

なお、卒園児の受け入れに係る連携施設は、家庭的保育事業等を卒園した後の進級先として、保護者が現実的に選択できるものでなければならないことから、事業実施場所から、

保護者が通常利用すると考えられる交通手段（連携施設が車での送迎を不可とする場合は車を除く）により、10分以内で移動できる範囲で確保することを基本とする。

近隣に連携協力を得られる施設がないなど、事業実施場所から、それ以上離れた位置に連携施設を確保せざるを得ない場合には、卒園児の保護者の送迎に係る負担が極端に重くならないよう、「船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱」を参考に、連携施設への通園をサポートする事業を実施するなど、卒園児の保護者が3歳以上の預け先として現実的に選択できるような何らかの具体的対策を講じること。

イ 卒園児の受入れに係る連携協力の具体的内容

卒園児の受入れに係る連携協力を行う連携施設は、優先的利用枠（家庭的保育事業等の卒園児の保護者が希望した場合に、毎年、他の児童よりも当該卒園児を優先的に受け入れることとする受入れ枠とする。以下同じ。）を設定するものとし、その場合の具体的な内容等は下記のとおりとする。

なお、家庭的保育事業者等は、連携施設において、家庭的保育事業等の2歳児の利用定員と同数かそれ以上の優先的利用枠を確保するものとするが、必ずしも連携施設は1か所に限定する必要はなく、複数の連携施設を確保することにより、必要な優先的利用枠を確保することも可能とする。

<具体的な内容等>

項目	内容等		
連携施設の運営内容	連携施設は、原則として、1日あたり少なくとも10時間以上かつ年間概ね230日の教育または保育の提供が可能であることを基本とする（「船橋市こども送迎センター事業（幼稚園等通園型）実施要綱」に基づく、こども送迎センター事業を実施する場合はこの限りではない）。		
優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法及び決定時期	優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法及びその決定時期は、次の表1のとおりとする。		
	表1		
	連携施設の種別	決定方法	決定時期
	保育所	市が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、船橋市が定める利用調整基準により、船橋市が決定する。	市が定める時期
	認定こども園	(1)2号定員で設定される優先的利用枠	

	も園	市が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、船橋市が定める利用調整基準により、船橋市が決定する。	市が定める時期
	(2) 1号定員で設定される優先的利用枠		
		連携施設が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、連携施設が定める公平な選考基準に基づき、連携施設が決定する。	連携施設が定める時期 ただし、利用対象として決定されなかった児童の保護者が、他の施設の利用の申し込みを行う際に支障のない時期とするよう配慮すること。
	幼稚園	連携施設が定める基準日に家庭的保育事業等による保育の提供を受けている児童について、連携施設が定める公平な選考基準に基づき、連携施設が決定する。	連携施設が定める時期 ただし、利用対象として決定されなかった児童の保護者が、他の施設の利用の申し込みを行う際に支障のない時期とするよう配慮すること。
優先的利用枠の人数	<p>原則として、優先的利用枠は、毎年、家庭的保育事業等の卒園児を確実に受入れることができる人数とし、連携施設は、卒園児の保護者が希望した場合、確実に受入れられるよう、毎年、受入れ体制を整えるものとする。</p> <p>優先的利用枠は、協定書にて「毎年、最低〇名」「毎年、〇名以上」と最低人数を定めた上で、年によって優先的に受け入れる上限の人数を変更することも可能とする。この場合、連携施設は、毎年、適切な時期に翌年4月の入園に係る優先的利用枠の人数を決定し、家庭的保育事業者等に報告するものとする。</p>		
優先的利用枠を設定する期間	<p>優先的利用枠の設定は、長期に渡り継続する必要があることから、単年度のための協定や、人数の減少、設定の解除などが容易に行えるような協定は適切ではない。</p>		

ウ 卒園児の受入れ枠に係る連携にあたっての留意事項

卒園児の受入れ枠に係る連携にあたっては、下表の項目ごとに掲げる内容に留意すること。

<連携にあたっての留意事項>

項目	内容等
優先的利用枠の考え方	連携施設は、原則として、優先的利用枠の範囲で家庭的保育事業等の卒園児を受け入れなければならないが、当該卒園児が職員の加配や看護師の配置など、集団保育を実施するにあたり、何等かの特別な支援を必要とする児童である場合については、連携施設で受入れが可能な場合に行うものとする。 なお、上記理由により、保育所及び認定こども園の2号定員で設定された優先的利用枠において、当該卒園児の受入れが困難な場合は、当該卒園児の保護者の同意の下、当該優先的利用枠によらず、通常の保育所等の利用申込みにおいて利用を調整するものとする。
費用負担	卒園児の受入れに係る連携協力については、原則、費用負担は生じない。

エ 連携施設の確保の例外について

府令第6条第4項及び第5項に基づき、卒園児の受入れに係る連携協力を行う者を確保する場合も、連携施設を確保する場合と同様に上記ア、イ及びウの要件等を満たすこと。

この場合、イ<具体的な内容等>の表中については、「連携施設の運営内容」のなお書き部分を除き、幼稚園に関する規定を準用するものとする。

4 協定書の締結と市への届出

家庭的保育事業者等は、当該連携施設（3（2）エ及び（3）エに記載のある「連携協力を行う者」を含む。以下、5，6，7において同じ）を運営する者との間で、書面による協定を締結することとし、当該協定書の写しを添えて、市に届け出ること。なお、家庭的保育事業等と連携施設が同一の運営事業者である場合は、協定の締結は不要であるが、連携内容に関する届出を市に行うこととする。

5 家庭的保育事業者等による利用申込者への説明

家庭的保育事業者等は、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第11号）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第38条の規定により、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者に対して、連携施設の種類、名称、連携協力の概要などについて、それら重要事項を記した文書（以下、「重要事項説明書」という。）

を交付して説明し、同意を得ることとされているが、連携施設で設定する連携内容に係る注意事項などについても、できるだけ具体的に記載し、説明を行うこととする。

なお、既に運営を開始している家庭的保育事業等が、新たに連携施設や連携協力の内容を設定した場合には、速やかに在園児の保護者に対して、新たな連携施設の情報及び連携協力の内容等について、同様に説明することとする。

<重要事項説明書に記載することが求められる項目及び内容の例>

- ・連携施設の種類、名称、連携協力の内容
- ・連携施設に提供する場合がある個人情報の内容
- ・連携施設に設定された優先的利用枠の利用を希望する場合の申込みの方法及び注意事項
- ・連携施設に設定された優先的利用枠の利用対象となる児童の決定方法、決定時期及び注意事項

6 既に連携施設を確保している家庭的保育事業等

本ガイドラインの策定前に既に連携施設を確保している家庭的保育事業等については、本ガイドラインを参考に、締結している連携協定等について、適宜、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

7 利用対象年齢に制限のある保育所への準用

利用対象年齢に制限のある保育所についても、当該保育所を卒園後に必要な教育・保育が引き続き提供されるよう、家庭的保育事業等における卒園児の受け入れに係る連携施設と同様に卒園児の優先的な受け入れを行う施設の確保が求められることから、本ガイドラインの「3（3）卒園児の受け入れ」に関する内容を準用し、卒園児の受け入れに関する協力施設を適切に確保するよう努めるものとする。